

<大学院工学研究科における学位論文に係る評価に当たっての基準について>

本研究科及び各専攻が定める手続きにより提出された学位申請論文は、以下の体制及び基準に従って審査する。

1. 修士論文

1.1 審査体制

論文審査に当たる審査委員会を設置する。審査委員会は、教授1名以上を含む准教授以上の委員をもって組織し、主査1名、副査1名以上を置くものとする。

なお、本研究科教授会において審査のために必要があると認めるときは、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

主査及び副査になれる者は次のとおりとする。

- ・ 主査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、学術的な視点からの修士論文の審査等全てが円滑に進むよう統括できる者とする。
- ・ 副査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べるることができる者とする。

1.2 審査の方法

学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会を実施し、学位申請者は、以下の論文評価の各項目について、主査と副査による査読、及び口頭試問を受ける。評価項目の中から、当該論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に相応しい評価項目を定めて評価を行う。なお、当該の特性を反映した評価項目を追加することができる。

1.3 評価項目及び基準

○ 最先端かつ高度な専門性と深い学識

専攻する分野における高度な専門知識と技能を習得し、修士論文研究として取り組む先端専門分野の知識と技能を身に付けていること。また、修士論文研究の内容・成果を発表し、それに関する討論を行う能力を有すること。

○ 高度な教養

自ら実施した研究を正しく整理し、修士論文を作成する能力を有し、国際社会における問題を俯瞰でき、正確に理解して解決法を提案できる能力を身につけていること。

○ 高度な国際性

自己の成果を発表し、国際交流力を身につけるための国際性やコミュニケーション能力を身につけていること。

○ 高度なデザイン力

研究開発を実践するための論理的思考力、コミュニケーション力及び問題解決力を有していること。修士論文研究の内容・成果を発表し、それに関する討論を行う能力を有していること。

1.4 学位論文が満たすべき水準

上記の審査項目（評価項目）を全て満たす場合、修士論文として合格とする。

2. 博士論文

2.1 審査体制

論文審査に当たる審査委員会を設置する。審査委員会には主査 1 名、副査 2 名以上を置くものとする。ただし、審査委員会は本研究科教授 2 名以上の委員で組織し、准教授が委員として参加することができる。

なお、研究科教授会において審査のために必要があると認めるときは、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

主査及び副査になれる者は次のとおりとする。

- ・ 主査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、学術的な視点からの博士論文の審査等全てが円滑に進むよう統括できる者とする。
- ・ 副査になれる者は、論文内容の専門分野に關係の深い学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べる者とする。

2.2 審査の方法

学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会（または公聴会）を実施する。また、学位申請者は、以下の論文評価の各項目について、主査と副査による査読、及び口頭試問を受ける。評価項目の中から、当該論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に相応しい評価項目を定めて評価を行う。なお、当該の特性を反映した評価項目を追加することができる。

2.3 審査項目（又は評価項目）及び基準

○ 最先端かつ高度な専門性と深い学識

専攻する分野における先端的な専門知識と技能を有し、その神髄が理解できる能力を備えていること。独創的研究課題の発掘能力、研究企画力、研究推進力、研究発信能力を有すること。

○ 高度な教養

研究遂行のための高い倫理観を有すること。論理的かつ独創的思考力、課題探究力、問題解決力、表現力を有すること。

○ 高度な国際性

国際的なコミュニケーション力を持ち、それで発表・議論を行える実践的研究能力を有すること。

○ 高度なデザイン力

新規性、独創性、学術的意義を有する博士論文を作成する能力を有すること。博士論文研究の内容・成果を発表し、それに関する専門的に高度な討論を行う能力を有すること。

2.4 学位論文が満たすべき水準

上記の審査項目（評価項目）を全て満たす場合、博士論文として合格とする。